

第24期 第33回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和5年3月29日

伊予市農業委員会

第 2 4 期

第 3 3 回定例農業委員会総会議事録

令和 5 年 3 月 2 9 日（水）午後 1 時 3 0 分から、伊予市役所において第 3 3 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	1 7 名
農地利用最適化推進委員	5 名
事務局	局長 次長 係長

議事日程

（議案）

第 1 5 4 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	1 4 件
第 1 5 5 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	3 件
第 1 5 6 号	伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について（農振除外）	3 件
第 1 5 7 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づく伊予市農用地利用集積計画の決定について	1 件
第 1 5 8 号	農用地利用配分計画（案）について	1 件

（報告）

第 6 2 号	農地法第 5 条の規定による届出について	2 件
第 6 3 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について	8 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より第33回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

御着席下さい。

本日の開催にあたり、議席番号〇〇番〇〇委員、議席番号〇〇番〇〇委員より欠席のご連絡がございましたのでご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして藤岡会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「〇〇番 〇〇 委員」

「〇〇番 〇〇 委員」

よろしく願いいたします。

議案第154号、議案第157号、議案第158号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1、番号2は関連性がございます。また、本日お配りしております追加議案、議案157号、158号も、共に関連性がございますので、事務局の一括説明をお願いします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊予市農用地利用集積計画について、次のとおり農業委員会の決定を求める。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第154号

1番

譲渡人	松山市	〇〇さん
	伊予郡松前町	〇〇さん
譲受人	双海町高岸	〇〇さん
申請地	上野〇〇 田	〇〇㎡
権利の種類	売買による所有権移転	

2番

譲渡人	下三谷 ○○さん
譲受人	双海町高岸 ○○さん
申請地	下三谷○○ 田 ○○㎡ 他○○筆 合計○○㎡
申請理由	(譲受人) 新規就農 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類	売買による所有権移転

続きまして、本日お配りしております追加議案、

議案第157号

1番

利用権の設定を受ける者(借り手)	松山市 ○○
利用権を設定する者(貸し手)	双海町高岸 ○○さん
利用権設定地	双海町高岸○○ 畑 ○○㎡
契約期間	令和5年4月1日～令和15年3月31日の 10年間

議案第158号

議案第158号につきましては、157号にて農地中間管理機構が借り受けた農地を、双海町高岸の○○さんに貸し付ける内容になっています。

1番

権利の設定を受ける者(借り手)	双海町高岸 ○○さん
権利を設定する者(貸し手)	松山市 ○○
利用権設定地	双海町高岸○○ 畑 ○○㎡
権利の種類	使用貸借権設定
契約期間	令和5年4月1日～令和15年3月31日の 10年間

本日、地元の推進委員の出席が叶いませんでしたので、事前にお伺いしておりました意見内容を事務局で発表いたします。

○○さんの親子間の契約で、中間管理機構を使いたいということでの契約ということで、特に問題はないとのことです。以上となります。

議長

それでは、地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇委員

〇〇さんは、今年3月に研修所を卒業されて新規就農されるということで、上野ではハウスを建てる準備を行っております。〇〇歳と若く、期待をしております。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。続いて〇〇委員さん、補足説明をお願いします。

〇〇委員

〇〇委員さんからの説明と同じになりますが、大変若く、大いに期待をしております。何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。それではご本人さんにお入りいただく前に、議案第154号番号1、番号2、議案第157号、議案第158号について、皆様からご質疑・ご意見がございましたらをお願いします。

(質疑・意見なし)

議長

無ければ、〇〇さんには、本日、新規就農ということでお越しいただいております。就農計画書に基づいて、営農計画や新規就農に至った動機などを発表していただきたいと思っております。

〇〇さん

皆様こんにちは。双海町上灘の〇〇といたします。よろしくお願いします。

(営農計画の説明)

就農動機については「祖父母の存在」「コロナの影響」「家族の協力」の3点があります。双海町上灘で大学まで住んでおり、自分が小さい頃には祖父母が伊予柑を作っております。祖父母に山に連れられミカン畑で遊ぶ中で、祖父母から「追々は(長男である)お前がやってくれよ」と言われていたのが心のどこかにあり、今は父が、少し面積を減らして(営農を)やっていて、(自分が)就職の際、父は「農業ではなく、他の仕事をしたらいい」と言ってくれたので、農業とは別の、営業の仕事をしていましたが、コロナの影響で(仕

事が) ままならなくなった時に、たまたま松山の農家さんに出会い、「農業をしてみたらどうか」と勧められ、伊予市に相談し、また、妻も両親も応援してくれることになり、幼い頃にあった「農家をやってみたい」という記憶もあって(就農を)決意し、2年間の研修を終えています。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。只今、〇〇さんから営農計画や動機について発表いただきました。皆さんからご質疑・ご意見がございましたらお願いします。ごさいませんでしょうか。どうぞ。

〇〇委員

ハウスを建てるのは、昨今の資材価格の高騰もあり相当に費用がかかります。屋根掛けで1反1千万円程度かかるとの話もありますが、下三谷と上野に2反とのことで、計4反のハウスで営農されるということでしょうか。

〇〇さん

順次計画的に、令和6年度に紅マドンナで下三谷のハウス2反、令和7年度にせとかで上野のハウス2反をそれぞれ申請し、計4反分のハウスを建てる予定です。

〇〇委員

素晴らしいですね。若いのでチャレンジできると思いますが、(ハウスの価格が)すごく高いですね。頑張ってください。

議長

他にございませんでしょうか。

先程、〇〇委員さんからございましたように、かなりの先行投資となりますので、JAさんなどの指導を受けながら、しっかりと農業経営をしていただければと思います。他にご意見などはございませんでしょうか。どうぞ

〇〇委員

補助制度などを活用して、しっかり頑張ってほしいと思います。以上です。

議長

その他、居住地が双海町、園地が上野と下三谷で少し離れていますが、園地のある地域の近隣住民との共同作業などもあろうかと思っておりますので、そのあたりもどうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

〇〇さん

ありがとうございました。失礼いたします。

議長

それではあらためまして、議案第154号番号1、番号2、議案第157号、158号について、御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、議案第154号番号1、番号2、議案第157号、158号について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第154号番号1、番号2、議案第157号、158号について、承認いたします。

続いて、議案第154号番3号、番号4は関連がございますので、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

議案第154号

3番

譲渡人	宮下 〇〇さん
譲受人	宮下 〇〇さん
申請地	宮下〇〇 田 〇〇㎡ 同じく〇〇 田 〇〇㎡
権利の種類	売買による所有権移転

4番

譲渡人	宮下 〇〇さん
譲受人	宮下 〇〇さん
申請地	宮下〇〇 畑 〇〇㎡
申請理由	(譲受人) 新規就農

(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

〇〇さんの営農計画は、議案説明書の8ページから12ページの「青年等就農計画申請書」に詳細な情報を記載しております。〇〇さんも先ほどの井上さんと同じJAえひめ中央新規就農研修センターの卒業生ですが、〇〇さんは伊予市において初めての県外からの移住者による新規就農者です。JAさんの研修所、特に果樹の研修所には毎年1,2名の研修生が県外から柑橘農家を目指してやってこられます。今までその方々は、卒業後、興居島や中島、北条といった松山市に取られていたのですが、ようやく伊予市に迎えることができました。このあと、ご本人さんには、そのあたりのいきさつを事務局からも質問をさせていただき、今後、他の地域でも受け入れに繋がるヒントがあればと思っています。以上です。

議長

それでは、番号3、番号4について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇委員

事務局説明のとおりで、農地管理困難というパターンでございます。県外から見えられた新規就農者への売買ということで大変めずらしいことでございますが、今後も大いにこのような形で農地利用が図れるよう取り組んでいければと思います。何ら問題はありません。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号3、番号4につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、〇〇さんにお越しいただいておりますので、お入りいただきます。はい、それでは、青年等就農計画書に基づいて、動機や今後の営農計画等について、ご本人より発表いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(入場)

〇〇さん

〇〇といたします。よろしくをお願いします。

就農経緯でございますが、元々、三重県で農業法人の中で丸6年ぐらい野菜を作っておりまして、従事しているうちに自分の腕を試してみたいと思うようになりました。法人での就農は（営農に関する）準備が全部整った状態ですので、ゼロから就農できる場所を全国で探していたところ、えひめ中央農協さんの研修受入れがあるということで、申し込んで愛媛に来ることになりました。

（営農計画等の説明）

議長

はい、ありがとうございます。愛媛で営農するに至った経緯。また、今後の営農計画についてご本人から発表いただきました。委員の皆様からご意見・ご質疑があれば出していただければと思います。はい、どうぞ。

〇〇委員

出荷等は農協を通じて行う予定ですか？

〇〇一志さん

はい、農協を通じて出荷を考えております。

橘郁夫 推進委員

宮下在住ということで、農業関係でお会いすることもあるかと思います。よろしくお願ひします。

議長

はい、他にございませんでしょうか。事務局からどうぞ。

事務局

今まで、県外からいらっしゃった方はほとんどが松山で就農されていましたが、伊予市を選ばれた理由があれば教えていただきたいと思ひます。

〇〇さん

研修センターで、せとか、28号を作りたいという希望を出していたところ、伊予市の方を紹介していただいて就農させていただくことになりました。柑橘栽培が盛んなところですので良かったと思ひています。

事務局

行道山頂付近に合計27aほどの施設がありましたが、条件不利地ということで誰も営農し

ないという状況になったため、新規就農センターさんへ情報提供したのが発端となったものです。こういった形で、ある程度収益が見込める場所があれば、今回と同じように研修センターさんに情報提供してつなげることもできますので、委員の皆様からも教えていただければと考えております。

続けて〇〇さんにお伺いしたいのが、今後、伊予市に（新規就農者が）来るような場合、受入れ先にはどういった支援・サポートが望まれるのか、〇〇さんのお考えで結構ですのでお聞かせいただけますか。

〇〇さん

農地が早い段階で見つかりと就農計画も立てやすく、安心して研修を受けることもできるので、受入先で、生計が立てられる農地をご紹介いただけるのが助かります。

議長

一番望むことは、早い段階で農地を確保できることが大事だということでしたが、委員の皆様には今後、このような情報があればご協力いただければと思います。他にございませんでしょうか。農協さんの御指導も受けながら、また、地元・地域の皆さんとは協力関係を築いていただいて、ぜひ成功していただけたらと思います。

〇〇さん

今後ともどうぞよろしく願いいたします。

（退出）

議長

それではあらためまして、番号3、番号4についてご質疑・ご意見はございませんでしょうか。

（質疑なし）

議長

はい、無いようでしたら、番号3、番号4について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

（承認）

議長

ありがとうございます。番号3、番号4について承認いたします。
続いて、番号5、番号6についても関連がございますので、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

5番

譲渡人	下三谷 〇〇さん
譲受人	下三谷 〇〇さん
申請地	下三谷〇〇 田 〇〇㎡
申請理由	(譲受人) 新規就農 (譲渡人) 経営規模縮小
権利の種類	売買による所有権移転

6番

貸出人	下三谷 〇〇さん
借受人	下三谷 〇〇さん
申請地	下三谷〇〇 畑 〇〇㎡
申請理由	(譲受人) 新規就農 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類	3年間の賃借権設定

譲受人の営農計画は、議案説明書の13,14ページのとおりです。この計画書とご本人の発表を参考にご審議いただけたらと思います。以上です。

議長

それでは、番号5、番号6について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇委員

以前から借受人・譲受人を探してほしいとの要望ありました。なかなか見つからなかったわけですが、今回、やっと決まりました。この方なら周囲に迷惑をかけることもなく管理していただけるものと思います。どうぞよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号5、番号6につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、〇〇さんにお越しいただいておりますのでご入場いただきます。

(入場)

議長

それでは、〇〇さんご夫妻にお越しいただいておりますので、農作業従事計画書に基づいて、就農に至った経緯や営農計画について、発表いただきたいと思います。〇〇さん、よろしくをお願いします。

〇〇さん

〇〇です。よろしくをお願いします。

先日、定年退職しましたが、定年が近づくにつれ定年後のことを考えるようになり、時間もあるため身体を動かさないといけないと思いました。6年前に妻が先に帰省し、柑橘畑を借りてデコポンの世話をしていることがきっかけとなり、私自身も柑橘農家に生まれたこともあり、これならできるかなと思いました。妻が借りていた畑は一反程度でしたが、二人で農業するには少ないかなと思っていたところ、今回のお話をいただきました。やはり素人ですので分からないことも多いですが、宮下に妻の叔父がおり、かなり助言をいただいております。今後も楽しみでありますので、農地を取得して頑張りたいなと思います。よろしくをお願いします。(営農計画書等の説明)

議長

ありがとうございます。今後の計画などについて発表いただきましたが、皆様からご意見・ご質疑があれば出していただけたらと思います。

定年退職後の就農ということで、国も兼業農家の育成ということに取り組んでいるところでございますが、〇〇さんが特に困ったことや、良かったこととか、何かあれば教えていただければと思います。

〇〇さんの妻

今回取得する農地の管理が大変ということで、既に剪定作業に入っています。現在の畑では問題ないのですが、今回の農地は剪定後の枝葉を焼く場所がないため、粉碎機の購入を検討しています。一人での営農規模とは違い、農地の面積が増えると備品もたくさん要るなど思っていますが、主人と話しておりますと(粉碎機などの備品が)結構高価だったので、(枝葉は)焼却処分を考えておりますが、今後、備品を少しずつ揃えながら、(営農

を) 長続きさせるためには、(身体が) しんどいとだめなので、お金はかかりますが、備品を揃えながら続けていきたいと思っております。

議長

確かに剪定作業の後の処分作業は大変ですね。はいどうぞ。

〇〇委員

私も定年間際に就農、定年後に本格的に営農し、まだ10年程度ですが楽しんでおります。農業資材などの価格がこの10年でかなり高騰していますが、特に新規就農者に対する農業設備などの莫大な費用に対する融資制度がきちんとできていないといけないと考えています。農家の方は借金するということに対して「恥ずかしい」「言いにくい」という風潮があるように思いますが、この年齢で施設を設置維持するのに大変苦勞しました。このような状況にめげず頑張っていたきたいと思えます。応援しております。

議長

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

〇〇さん

よろしいですか。

議長

はい、どうぞ。

〇〇さん

新規就農者に対する補助金は、なかなか無いんだなと感じております。

議長

事務局、何かございますか。

事務局

農業振興課としてのお答えとなりますが、それぞれの就農のシーンに合わせた助成や融資事業のご案内を担当からさせていただいているかと思いますが、基本的には、販売農家の育成を主として(補助制度などが運営されて)おりました。そこで、販売を見据えた営農計画、5年後に一定以上の所得を得られる計画を、我々と一緒にご検討いただき、計画が達成できなくてもペナルティなどはありませんが、高収益化に向けた計画に基づく営農については、年齢に関係なく受けられる補助等がございますので、まずは、今回の就農とい

うステップから進めて、経営改善の計画を、我々と一緒にご検討いただきながら策定し、より有利な助成・融資制度を御案内させていただければと思っておりますので、よろしくお願い致します。

〇〇さん

ありがとうございます。

議長

只今、事務局からの説明がありましたように、各段階において事務局（農業振興課）にご相談いただいて、補助が受けられるものについては受けていただきながら、営農が続けられるよう取り組んでいただければと思います。他にございませんでしょうか。

（質疑なし）

議長

無いようでしたら、大変だと思いますが頑張っていたきたいと思います。

〇〇さんご夫妻

ありがとうございました。

（退出）

議長

あらためまして、番号5、番号6について皆様からのご質疑・ご意見があればお願いします。

（質疑なし）

議長

無いようでしたら、番号5、番号6について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

（承認）

議長

ありがとうございます。番号5、番号6について承認いたします。
続いて、番号7につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

7番

譲渡人	大洲市 ○○さん
譲受人	稲荷 ○○さん
申請地	稲荷字○○ 田 ○○㎡
譲受人の耕作面積	○○㎡
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類	売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ7番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号7について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

○○委員

今回、売買される農地の一部は、隣接する宅地への住宅建設と併せて計画される接道及び駐車場として転用される計画で、残りを譲受人が農地として利用するものです。特に問題は無いかと思えます。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号7につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号7について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号7について承認いたします。
続いて、番号8につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

8番

譲渡人	松山市 ○○さん
譲受人	中山町出渕 ○○さん
申請地	中山町○○ 畑 ○○㎡
譲受人の耕作面積	○○㎡
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類	贈与による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ7番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

(担当委員からの意見)

所有者の○○さんには後継者がいないため、遺産分割でもらっていた土地を、地元にいる親族に戻すという流れになります。特に問題もありませんのでよろしくお願ひします。

以上です。

議長

ありがとうございます。番号8につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号8について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号8について承認いたします。
続いて、番号9につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

9番

譲渡人	伊予郡松前町 ○○さん
譲受人	上吾川 ○○さん

申請地 上吾川〇〇 田 〇〇㎡
同じく 〇〇 田 〇〇㎡
同じく 〇〇 田 〇〇㎡
譲受人の耕作面積 〇〇㎡
申請理由 (譲受人) 経営規模拡大
(譲渡人) 農地管理困難
権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ9番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号9について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇委員

譲渡人が相続により受け継いだ農地に係るものですが、管理が行き届かないということで、譲受人が引き受けたものです。自宅からも近いということで、特に問題もないと思います。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号9につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号9について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号9について承認いたします。

続いて、番号10につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

10番

譲渡人

伊予郡松前町 〇〇さん

譲受人 上吾川 ○○さん
申請地 上吾川○○ 田 ○○㎡
譲受人の耕作面積 ○○㎡
申請理由 (譲受人) 経営規模拡大
(譲渡人) 農地管理困難
権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ10番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号10について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

○○委員

農地が隣り合わせの方々です。特に問題ありません。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○○委員

譲受人は高齢ですが、奥様と柑橘栽培を積極的に行っています。今回の農地取得についても前向きで強い意思があり、経営規模拡大についても全く問題ありません

議長

ありがとうございます。番号10につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号10について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号10について承認いたします。

続いて、番号11につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

1 1 番

譲渡人	伊予郡松前町	〇〇さん
譲受人	稻荷	〇〇さん
申請地	上吾川〇〇	田 〇〇㎡
	同じく〇〇	田 〇〇㎡
	上吾川〇〇	田 〇〇㎡
譲受人の耕作面積	〇〇㎡	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大
	(譲渡人)	農地管理困難
権利の種類	売買による所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ11番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号1 1について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇委員

譲受人は新規就農で頑張っておられます。特に問題ありません。ご審議の程よろしくお願
いします。

議長

ありがとうございます。番号1 1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませ
んでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1 1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1 1について承認いたします。
続いて、番号1 2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

1 2 番

譲渡人	西条市 ○○さん
譲受人	双海町上灘 ○○さん
申請地	双海町○○ 畑 ○○㎡ 他○○筆、合計で○○㎡
譲受人の耕作面積	○○㎡
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類	売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ12番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号12について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

○○委員

譲渡人は就農しておらず、農地管理困難ということですが、申請農地の両隣に譲受人の農地があり、現在は兼業農家ですが、近い将来に規模拡大を見込んでいるため購入に至ったものです。特に問題ありません。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号12につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号12について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号12について承認いたします。
続いて、番号13につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

13番

譲渡人	市場 ○○さん
譲受人	尾崎 ○○さん
申請地	市場○○ 田 ○○㎡
譲受人の耕作面積	○○㎡
申請理由	(譲受人) 経営の効率化 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類	売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ13番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号13について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

○○委員

譲受人の農地に進入路がほとんどないため、農作業通路として使用するための取得です。特に問題はありません。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号13につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号13について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号13について承認いたします。
続いて、番号14につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

14番

譲渡人	松山市 ○○さん
譲受人	上三谷 ○○さん
申請地	上三谷○○ 田 ○○㎡ 同じく○○ 田 ○○㎡
譲受人の耕作面積	○○㎡
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類	売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ14番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号14について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

○○委員

農地管理困難となっていたところ、隣接農地を所有する譲受人へ譲渡することとなったものです。特に問題はありません。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。番号14につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号14について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号14について承認いたします。

議案第155号

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。事務局の説明をお願いします。

事務局

番号1

譲渡人は 稲荷 ○○さん、○○さん

譲受人は、稲荷 ○○

土地所在地は、稲荷○○、○○

登記地目及び面積は、田で、合計○○㎡

転用目的は、露天駐車場です。

議案説明書は15ページ上段を、申請地説明図は2ページから4ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、譲受人である○○の参拝者の駐車場が慢性的に不足し、これまで近隣の空地进行を借用して臨時駐車場としていたものの、周年行事を迎えるにあたり、更なる参拝者の増加が見込まれ、また近年、自家用車での参拝者が増加していることから、神社周辺道路への悪影響を防ぐために専用の露天駐車場を整備するため申請に至ったものであります。

申請地は住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する10ha未満の第2種農地と判断され、周辺農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

○○委員

事務局説明のとおりですが、この農地については実質的に集落が所有する農地であったそうです。特段の問題はありません。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。
続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号2

譲渡人は 宮下 ○○さん

譲受人は、宮下 ○○さん

土地所在地は、宮下○○

登記地目及び面積は、田で ○○㎡

転用目的は、分家住宅です。

議案説明書は15ページ中段を、申請地説明図は5ページから7ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、現在、伊予市と愛南町でそれぞれ別居している譲受人の家族が、生活の拠点として居住する場所を探すものの、条件に見合う適当な場所がなく、譲受人の母親に相談したところ、所有する申請地を借り受けて分家住宅を建設することが可能となったため申請に至ったものであります。

申請地は住宅等が連たんしている区域に近接する10ha未満の第2種農地と判断され、周辺農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

○○委員

事務局説明のとおりでございます。特段の問題はありません。ご検討の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。
続いて、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第155号 番号3

譲渡人は 大洲市〇〇さん

譲受人は、稲荷〇〇さん

土地所在地は、稲荷〇〇

登記地目及び面積は、田で、〇〇㎡

転用目的は、進入路及び駐車場です。

議案説明書は15ページ下段を、申請地説明図は8ページから10ページをご覧ください。
今回の転用申請に至った理由でございますが、譲受人が、申請地に隣接する宅地に住宅を建設するにあたり、建築基準法に基づく接道と、駐車スペースを確保するために申請に至ったものでございます。

申請地は住宅が連たんしている区域に近接する10ha未満の第2種農地と判断され、周辺農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

以上でございます。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

それでは、番号3について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇委員

先程の農地法第3条の申請案件であったものの関連です。特段の問題はありません。ご検討の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号3につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号3について承認いたします。

議案第156号

伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地から除外の申出があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2規定に基づき農業委員会の意見を求める。番号1について事務局の説明をお願いします。

事務局

番号1

申出人は、尾崎 ○○さん

土地所有者は、尾崎 ○○さん

土地所在地は、尾崎○○

登記地目及び面積は、田で、合計○○㎡

計画変更目的は、分家住宅です。

議案説明書は16ページ上段を、申請地説明図は11ページから13ページをご覧ください。

今回の申出に至った理由でございますが、申出人は現在、家族4世代7人が同居し、現在の住戸では手狭であることや、各々生活リズムが異なるため支障を来していることから、家族間で相談し、隣接する農地に分家住宅を建設すべく計画し、資金調達の目途も立ったことから、今回の申出に至ったものでございます。

なお、農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件を確認済で、除外はやむを得ないものと判断されます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

○○委員

事務局説明のとおりでございます。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。
続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号2

申出人は、双海町上灘 ○○さん

土地所有者は、愛知県犬山市 ○○さん

土地所在地は、双海町上灘○○

登記地目及び面積は、田で、○○㎡

計画変更目的は、露天駐車場です。

議案説明書は16ページ中段を、申請地説明図は14ページから16ページをご覧ください。

今回の申出に至った理由でございますが、申出人が経営するベーグル（ベーグルとはパンの一種）専門店の来客者駐車場として、現在は店舗近くに土地を借用し、臨時的に使用しているものの、進入路が狭く、繁忙期には車列ができるなど事故を招く恐れがあることや、臨時駐車場として利用している場所も返却が予定されていることから、専用の露天駐車場を整備するべく今回の申出に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件を確認済みで、除外はやむを得ないものと判断されます。以上でございます。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇委員

譲受人は転用地の北側にお住まいの移住者の方で、ベーグル店を経営されています。お店までの進入路が狭く、多い時で県道沿いにも 14~5 台の車列ができるため、地元からも何とかならないかとの声があり、今回、申請地の売買の話がまとまったようです。よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。番号 2 につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号 2 について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号 2 について承認いたします。
続いて、番号 3 につきまして、事務局の説明をお願いします。

番号 3

申出人及び土地所有者は、松山市 〇〇さん

土地所在地は、双海町〇〇

登記地目及び面積は、畑で、〇〇㎡

計画変更目的は、植林です。

議案説明書は 1 6 ページ下段を、申請地説明図は 1 7 ページから 1 9 ページをご覧ください。

今回の申出に至った理由でございますが、申出地を実質的に管理していた、故人である申出人の義父が、昭和 4 5 年頃に生産性の低い当該申請地に防風を目的に杉を植林し、その後、所有者であった夫が亡くなり、申出人が相続をした後で、この申請地が農地であり、関係法令に違反していることを認識したため、今回の除外申出に至ったものであります。なお、農振計画の変更に係る農振法第 13 条第 2 項の規定に基づく各要件を確認済で、既に山林の様相を呈しており、除外はやむを得ないものと判断されます。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長

それでは、番号3について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

〇〇委員

除外による周辺農地への悪影響はないものと思われます。よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。番号3につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号3について承認いたします。

報告第62号

農地法第5条第1項の規定による届出を受理したので、次のとおり報告する。事務局の一括説明をお願いします。

事務局

番号1

譲渡人は、米湊 〇〇さん

譲受人は、松山市 〇〇

土地所在地は、米湊〇〇

登記地目及び転用面積は、田で、〇〇㎡

分譲宅地への転用です。

番号2

譲渡人は、兵庫県赤穂市 〇〇さん

譲受人は、松山市 〇〇

土地所在地は、米湊〇〇
登記地目及び転用面積は、田で、〇〇㎡
分譲宅地への転用です。
以上となります。

議長

ありがとうございます。報告第62号につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、報告事項ですので次に移ります。

報告第63号

農地法第18条第6項の規定による解約通知書を受領したので、次のとおり報告する。事務局の一括説明をお願いします。

(事務局説明)

以上です。

議長

ありがとうございます。報告第63号につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、報告事項ですので次に移ります。

(その他報告)

※事務局より報告

議長

それでは次回は4月27日（木曜日）午後1時30分より、伊予市役所で開催します。

次回の議事録署名人については、

「〇〇番 〇〇委員」

「〇〇番 〇〇委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。

以上をもちまして、第33回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

藤岡会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後3時01分 閉会)

年 月 日

議 長

議事録署名人
